



【開 会】

冒頭、委員長より開会発言があった。

【会議録について】

**委員長**：まず、議事に入る前に前回の会議録の確認をさせていただく。事前に区担当者から配布されているが、会議録で訂正事項あるか。

(異議なし)

**委員長**：では、前回の会議録はこれで確定する。確定した後は会議録を公開するということになる。会議録と会議資料を区のホームページで公開していくという予定である。公開時期は会議録が確定次第。今後も順次、確定次第会議録を公開していきたいと思うがよいか。

(異議なし)

**委員長**：会議録の我々の表示方法だが、固有名詞を出すという方法もあるが、今後、A委員、B委員、C委員というかたちで、固有名詞を出さずに表示したいと考えているがそれでもいいか。

(異議なし)

【条例の目的について】

**委員長**：では議題に入る。順次やっていきたいが、ほかの議題との関連があるので、若干行きつ戻りつの議論をさせていただくことになると思うので、ご了解いただきたい。まず、条例の目的について審議する。まず事務局から資料1の説明願いたい。

(事務局が資料1について説明)

**委員長**：公文書管理法に基づく条例の制定であるから、それに沿った文言になるというのは自然なかたちだと思う。葛飾区の基本構想というのもあるので、その独自のものを入れるのもあるのかな、と思っている。条文案について起案をしていただいたがこれについてご意見・ご質問等いかがか。文言として留保するのは、「歴史的事実」の「的」を入れるのかなどというのは後で検討するが、目的の文章、これはいかがか。

**B委員**：おおむねの方向性としてはこれでよいと思う。

**委員長**：とりあえずこれで出発して、後の議論に進めるということでよいか。

(異議なし)

**委員長**：中身としてどう読み込むか。公文書管理というのは一つの柱になると思うが、それに利用請求というところを入れるか入れないかということによってこの条例の規定ぶりが違ってくる。豊島区のように公文書管理を中心とした規定をしているというところがあり、利用請求は情報公開条例に委ねているというかたちもあるし、他の自治体では公文書管理条例の中に利用請求の規定も入れている。公文書管理法も利用請求の規定を入れている。それについては後でご意見を拝聴したい。とりあえず目的の条文案は要旨としてはこれでよいという前提で進める。

【条例の対象（適用範囲）について】

**委員長**：それでは、条例の対象（適用範囲）について、資料2と別紙が配布されている。これについて説明願いたい。

(事務局が資料2及び資料2別紙について説明)

**委員長**：今の説明について、質問後、議論するがよろしいか。まず私の方で質問する。(3)の出資等法人のところ。2つの法人が出ているが、文書管理についてはそれぞれ内部規程の定めがあるのか。

**事務局**：そう聞いている。土地開発公社の方はデータがあったと思う。

**委員長**：引き続き調査をお願いしたい。指定管理者の方だが、個別に各協定書を結ぶということだが、その協定書には文書の保管期間の定めは置いてあるのか。

**事務局**：指定管理者側の保存期間の定めがあるかまでは調べていない。

**委員長**：調査をお願いしたい。情報開示をするという場合、いつまで保管しているのかというところが前提としてあると思う。それから、指定管理者と出資等法人についても同じ意向かと思ったが、努力義務規定を課すということかどうかということだが、他の自治体はどういう扱いをしているか。

**事務局**：他の自治体もほとんどが条例の直接的な対象とせず、努力義務とか、執行機関が指導に努める旨を規定している自治体が多い。全く規定していない自治体もある。

**委員長**：皆さんからご質問あるか。

**B委員**：情報公開条例との関係で確認するが、出資等法人の方の情報公開条例 21 条 1 項は、出資等法人が主語・主体になっているが、独自の規程を、例えば情報公開について、必要な措置を講ずるよう努めるものとするというのが条例の規定だが、実際、区に対して、例えば情報公開請求をするのと同様のかたちで出資等法人に対し情報公開請求のようなことができるのか。

**事務局**：土地開発公社などに直接情報公開請求できる。実際に請求があつて公開したことがある。

**B委員**：承知した。それから、情報公開の手引などに出ているのかもしれないが、情報公開条例 21 条 2 項で、区長が指導に努めるものとするとして書いてあるが、具体的にはどのような指導をしているのか。

**事務局**：指定管理者制度のガイドラインがあるので、その中で指導していくことになる。一方、社会福祉協議会や土地開発公社については現状指導するような規定はない。

**B委員**：「ものとする」なので、原則を述べているにすぎないと思う。わかりました。一方で、指定管理者の方は、情報公開請求を受ける主体になるということはないのか。少なくとも情報公開条例 20 条は、「実施機関は」が主語になっていて、「実施機関は、指定管理者が公の施設の管理業務を行うために管理している情報について、公開請求があつたときは」となっているので、指定管理者が直接情報公開請求を受けることはないという理解でよいのか。

**事務局**：おっしゃる通り、指定管理者が情報公開請求を直接受けることはない。

**B委員**：おそらくこの後、どこが対象機関になるかという議論に戻るかと思うが、情報公開条例と公文書管理条例は車の両輪。もう一つ言えば、個人情報保護とも非常にリンクしていると思う。そういうところにおいて例えば開示請求の対象機関、いわば事実上の実施機関のような扱いになる場合と、そうではない場合で、場合分けが起きるのではないかと考える。そういう意味で、情報公開条例 21 条と 20 条では、20 条はあくまで実施機関が主体になる。一方で 21 条の出資等法人の方は出資等法人が主体になるので、ニュアンスが異なるだろうと考える。これがすぐに公文書管理条例を定めていく場面においてどういう規定ぶりになるかは思いつかないが、そういう点でいうと文書や情報の管理というところにおいて色合いが違うのではないかというのが、お聞きした限りの私の印象である。

**委員長**：ありがとうございます。今の話は、区の情報公開条例の規定ぶりが違ってきている。主体が違ってきているということで、これを仮に公文書管理条例の中に努力義務規定を置くとした場合の規定ぶりにも関係してくるというご趣旨でよろしいですね。ありがとうございます。ほかに何かあるか。

**C委員**：土地開発公社に対して、直接開示請求がなされているのか。

**事務局**：はい。

**C委員**：どういう条文があるのか。

**事務局**：土地開発公社の規程がある。

**C委員**：条例ではなく？

**事務局**：はい。

**C委員**：土地開発公社がどういうものを作っているのか。

**事務局**：区の情報公開条例と同じような仕組みで実施していると聞いている。土地開発公社に対して情報公開請求書を出して、規程に基づき開示している。条例ではない。

**事務局**：土地開発公社は独自に規程をもっているが、区が規定しているものに沿っている。土地開発公社という位置づけで制定しているから、条例ではない。

**C委員**：承知した。

**委員長**：ほかに質問はいいか。では、それぞれ、区で考えているところについて議論したい。「本区の方向性（案）」で、（1）執行機関及び議会。こちらを適用範囲にするということ。具体的には区長、教育委員会（学校も含む。）、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、議会。これらを適用範囲にするということについてはいかがか。

（異議なし）

**委員長**：出資等法人は次回で議論するが、出資等法人と公の施設の指定管理者を公文書管理条例の中で努力義務規定を設けるという方向性についてご意見あるか。

**C委員**：そういう方向性でよいと思うが、指定管理者について努力義務規定にする理由付けをどのように考えているか。

**事務局**：指定管理については、一定程度区側でも文書を保管している。区の実施機関とは違う、民間の企業になるから、民間企業に対して条例を直接適用するのは違うと考える。とは言っても、区が行うべき業務を事業者にやってもらっているので、公文書に当たる文書については、努力義務を課して補足していくという考えでいかがか。

**C委員**：とすると、公文書の管理に関しては、葛飾区本体のものを管理するのであって、そこから外れるものは、努力義務というふうに整理していくというのが基本ラインということではないか。

**事務局**：そのとおり。

**C委員**：承知した。

**B委員**：既存の枠組みとしては情報公開条例があって、公文書管理というのは明らかに密接な関係があるので、関連性をきちんとリンクさせるということだと思う。そうしたときに、先ほど質問で述べたとおり、出資等法人のところが情報公開条例 21 条で出資等法人が主語になっている。だけれども、指定管理者については実施機関が主語・主体になっているといったときに、努力義務を課される相手がどちらなのか。要するに、条例で規定するという部分において。出資等法人が条例そのものではないにしても、類似の措置をもって開示請求を受けているという場合において、出資等法人に対して努力義務を課するというのは一つの考え方と思う。他方で指定管理者というのは、広く言えば外部委託。そうしたときに、公の施設の運営を効果的・効率的に運営するための手法として指定管理者が導入されているといったときに、契約の相手方に対して過度に負担をかけることになった場合には、指定管理者という仕組み自体にも影響が出かねないと思う。そうしたときに、情報公開条例の主語・主体、客体の関係からいうと、まだ思いつき程度のことだが、指定管理者の文書の管理について適正にしましょう、ということ指定管理者に対していうよりは、実施機関側が促すような努力義務・精神規定的なものなのかもしれない。出資等法人の出資という仕組みなり、実態とか、指定管理の仕組みとの兼ね合いをどうバランスをとっていくかということではないか。具体的にどう規定するかは思いつかないが。

**委員長**：それは今後、他自治体の規定を参考にしながら提案していただければと思う。指定管理者について、公文書管理条例で実施機関に努力義務を設ける。それを協定に反映させるとすると、文書の保存を促す内容が入ってくるのが自然だと思うが、そういった意味でリンクしてくると思う。規定ぶりについては今のご指摘を踏まえながら考えていくということよろしいか。

**事務局**：意味合い的には、指定管理者に対しては、区側の努力義務がメインということではないか。民間企業に努力義務を課するというよりは、区側がきちんと公文書が管理できるように指導していくということがメインというお考えでよいのか。

**B委員**：情報公開条例 20 条、21 条を読む限り、そのような色合いがあるな、と理解したということ。

**事務局**：承知した。

**委員長**：ありがとうございました。出資等法人については次回引き続き検討するが、ここでのせっかくの場なので、出資等法人及び指定管理者についても公文書管理条例の中に文書管理についての努力義務規定を置くという方向性そのものはよろしいか。

(異議なし)

【文言の定義について】

**委員長**：では次に「文言の定義について」。行政文書の管理に関するガイドラインも資料で配布されている。説明を願いたい。

(事務局が資料 3 及び資料 3 別紙について説明)

**委員長**：ただいまの説明について、まずご質問はあるか。なければ中身の議論に入る。「本区の方向性(案)」に「行政文書」とするか「公文書」とするかということだが、「公文書」とするということで問題ないか。

**B委員**：ここに書かれているように「行政文書」だと執行機関の文書に限られる。議会の文書も含むということで「公文書」とするというのは理にかなっている。

**委員長**：そういう理解でよいか。

(異議なし)

**委員長**：それと条例の表題をどうするかということに関連するが、「公文書管理条例」というが、公文書はあくまで文書だから、葛飾区処務規程にあるとおり、「文書等」というように「等」を入れるのが名称としては正確ということになるか。

**B委員**：それは「公文書」をどう定義するかというところ。処務規程だと、「文書等」とあって、その文書「等」は「文書」から後。「図画、写真、フィルム及び電磁的記録」というところまで含まれるということですね。そこで「文書」といってイメージされるものは何だろうか。紙に打ち出された文字を主体として記録されているものなのか。つまりここで、図画、写真、フィルム及び電磁的記録というのが外に出されているということからすると、そこから引き算すると、そういうものになるのだろう。ただ、「公文書」というものを全部ひくくめて「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録で組織的に用いるものとして実施機関が管理しているもの」と定義してしまえば、「等」と付けなくてもよくなる。公文書管理法も「行政文書」とか「法人文書」というのが出てくるが、4条の作成のところではあくまで「文書」となっている。4条は職員が作成するとなっていて、5条では例えば「行政機関の長は」というふうに主語・主体が変わっている。組織的な管理のフェーズになるのが「行政文書」になる、というのにリンクしている。なので、むしろ定義で、決め事なので、決めてしまえば「公文書」というのは文書だけでなく、写真とかフィルムとか様々な記録様式・媒体のものを含むと定義してしまえばそれが「公文書」と概念できる。これは定義付けの問題だと思う。

**委員長**：そうですね。ただ、処務規定の中で「文書」とそれ以外の「図画、写真、フィルム」とか、一応内容としては区分されるのだろう。「文書」としてのイメージは何なのかということと厳密なイメージではないが、書面に記載された、文章化されたものというイメージが素直な解釈ではないかと思う。つまり、紙。紙以外のものはこれに当たらないのかということではないから「等」と入れたということになると、処務規定の「文書等」の「等」に含めた方が正確なのではないかと思って申し上げた次第。まさに定義付けだと思う。

**B委員**：論点が拡散してしまうといけないと思うが、例えば公文書管理法は、「公文書等の管理に関する法律」で「等」が何なのかというのはあるが、「公文書等」というのは資料でも紹介されているように、行政文書、法人文書、特定歴史公文書等の3つである。そこからの類推的な話でいうと、今回「歴史的公文書」というものを「公文書」の中に内包される概念

として位置付けるのか。公文書管理法にあるように、非現用の特定歴史公文書等というのはここで今イメージしている公文書の外側に出てくる可能性があって、そうしたときに、そもそも条例のタイトルとして、「公文書等」とは「公文書、特定歴史的公文書」というような規定の仕方もありうる。これは大きな議論になるが、この辺は公文書管理条例なり、情報公開条例との関係もあるが、アクセス、利用の部分をどのように規定するかとか。もう一つは、これも議論を拡散させてはいけないとは思いますが、公文書管理は情報公開と車の両輪と言いつつ、個人情報保護との関係が非常に強い。今般個人情報保護法が全面改正されて、国も地方公共団体も基本的に一律の規律のもとに置かれた。そこで国の行政機関や独立行政法人とか、地方公共団体の機関は、開示請求の対象としての保有個人情報というものが非常に核になる概念として出てくる。そうしたときの保有個人情報の器としての公文書とか行政文書がどこまでなのかということを確認していくことがかなり密接に繋がっている。そういう点でも、それぞれの概念というか、用語の関係を慎重に検討していく必要があるのではないかと考える。

**委員長：**そのような検討を後日行いたいと思う。先ほどの問題提起は、前回の資料3であるが、各自治体も「公文書管理条例」「公文書等管理条例」としているもので、そこはどのようなふうに入れたのかお調べいただき、今後の議論の参考にしたい。次に「歴史的公文書」とするのは、他の規定でもそのように使っているということで整合性あるのだろうと思う。一方で、文言を明確にしなければいけない条文で、「〇〇的」とか「それらしい」とか使うのは、私は馴染めないところは正直あるが、ただ、「歴史文書」と言っても「歴史」の中には広い概念があるので、どこまでの線引きができるのかわからないというと、「歴史的」と言ってしまった方がわかりやすいと思ったりもする。両方思いはあるので、どうしたものか。

**事務局：**平成26年の時の検討資料を当たり、当時の担当者にもきいたが、「歴史公文書」とか「歴史文書」というのは、普通の行政文書を扱っている身としては若干違和感があったようだ。感覚的な問題だが。「歴史文書」というよりは「歴史的公文書」とか「歴史的な文書」という方がしっくりしたので、その名前そのまま定着したのだろうというような話をしていた。

**委員長：**それがいけないというわけではない。

**C委員：**今のまま「歴史的公文書」でいいと思う。

**B委員：**庁内で定着しているということ、また、オンラインで提供しているものも「歴史的公文書」ということで区民の皆様にご覧いただいているということからすると、庁内だけではなく定着していることからすると、特別な不都合がないのであれば、この用語をそのまま用いるということ自体は問題ないと思う。

**委員長：**ということで、特にご反対はなく、了解いただいたと理解した。次の、他の自治体もそうしているようだが、非公開情報が含まれる場合も歴史的公文書に指定するという点についてはいかがか。

**B委員：**今現在の文書取扱規程が、保存期限が切れるところで、どういう措置を講じるか、どういう処理をするかということにおいて、歴史的公文書に指定する、指定しないというのがある。ただ、もし公文書管理法と同様の枠組みで歴史的公文書に指定するというか、保存期間満了時の措置をできる限り早い時期に設定するとなれば、そこでは非公開情報が含まれるかどうかというのは、歴史的公文書に該当するかどうかということとは別の問題。そうなると、それは、当然において、指定していくということになるのではないかと。

(異議なし)

**委員長：**ありがとうございます。あとは、ガイドラインを資料でいただいたが、これに沿った「基本的な考え方」に記載されている文言を反映する定義とするということについてはいかがか。

(異議なし)

【歴史的公文書の利用請求等について】

**委員長：**次に、「歴史的公文書の利用請求等について」。冒頭で申し上げたが、これは条例の目的の規定ぶりにも関係してくると思う。その議題に移る。説明をお願いします。

(事務局が資料4について説明)

**委員長：**まず質問から伺いたい。私から。著作権法との関係お調べいただき感謝する。具体的に未公表の著作物が地方公共団体に提供されることはこれまで具体的にあったか。あったとしたらどういったものか。

**事務局：**本区の場合、集英社のキャプテン翼とかキャラクター系の打ち合わせがある。その中にまだ公表されてない著作物がどれくらいあるのかはわからない状況。可能性としては極めて低いとは思いますがゼロではないのではないかと考えた。

**委員長：**あと、その前のところで、歴史的公文書の原本を破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合に利用制限をするということだが、情報公開条例8条2項では原本の開示ではなく、写しによって公開をすることができるというように書いてある。書面だったら写しをとっていると思われるので、事情がある場合には写しを提供すればいいのではないか。利用制限をする規定を置く必要性が今一つわからないがどうか。

**事務局：**公文書管理法でそのような規定をみたので横引した。B委員、実際のところ、歴史文書を完全に利用を制限しているのか。

**B委員：**まず、資料の中身でいうと、今の箇所だが、利用請求を制限する規定ではなく、利用を制限する。請求は制限できない。請求は受けた上で、情報公開でいうとほぼ不開示決定のようなものをする。破損・汚損のおそれがあるため、利用できませんとか、ある部分だけはそうなので、一部だけ利用させますというような決定をするということ。利用決定の段階で利用を制限するかしないか。請求自体は外形的に不備がない限りは受け付ける。その上で、委員長がおっしゃるように原本が使えなくても写しで、というのは確かにそのとおりだが、場合によっては、利用請求がされた時点において、写しを作成する場面においても、汚損・破損の度合いが非常に高く写しを作成できないということも可能性としてはあり得る。公文書管理法では原本を利用に供するというのが基本形。そのときに写しによって替えることも可能だが、写しを作成すること自体が非常に困難な状態になっているという場面は、想定され得る。その場面においては、申し訳ないが、利用できませんという決定をせざるを得ない。

**委員長：**承知した。実態はわからないが歴史的公文書ということで、大事なものということであれば必ず写しはとってあるものなのかな、というイメージを持っていたから、これから破損のおそれのあるものをコピーする場面がどの程度あるのかというのがわからなかった。理屈はわかるが、現実問題としてどの程度あるのかと思った。

**B委員：**実態としては、複製を全て作るというのは、ほぼ財政上困難。私どもも、保存上の観点というよりは主に利用を促進するという観点からデジタル化を進めているが、それも当然予算の範囲内ということになるので、全てのものの複製を用意しておくのは、目指す方向性であるが、実際上は難しい。これは紙とか物理的な媒体の場合なので、今後デジタルがメインになっていけば、デジタルは複製が容易だということ言えば、技術的な困難性は物理的な媒体に比べると低くなるのかなと思う。そうは言っても保管するためのコストはかかってくるので、様々な観点からの見合いの中でできるだけ、ということになるのではないか。

**委員長：**ありがとうございます。ほかにご質問よろしいか。

**B委員：**今、同じ箇所の一つ前の段落のところで、「情報公開条例第9条第4号ウ（区政執行に関する意思形成過程情報）の規定は、歴史的公文書では不要」とあるが、ここまでの議論としては、歴史的公文書は現用のものも非現用のものも含むと言っているもので、そうすると、現用の保存期間内にある文書というのは、先ほど非公開情報を含むものも歴史的公文書として指定していくという方向性からすると、歴史的公文書では不要というふうに言い切ってしまうと、現状の葛飾区の運用においては不要だが、公文書管理法と同じような枠組みに

持っていくとしたら、保存期間満了後のものについては区政執行に関する意思形成過程情報の制限をかける必要はなくなるということではないか。

**事務局**：おっしゃるとおり。法で言うと特定歴史公文書等の部分ということではよろしいか。

**B委員**：そのとおり。

**委員長**：では、ほかにご質問はよろしいか。比較的検討が容易と思われる手数料と利用促進の規定の方から議論する。手数料、国は実費の範囲でもらっているということ。他自治体は、手数料は無料で写しの交付に要する費用のみを負担していただく規定になっていると。葛飾区でも同様にしたいということだが、それはよろしいか。

**B委員**：意見ではないが、「(1) 国における取扱い」について。ここで手数料と言っているのは、国も写しの交付に限る。法 20 条で「写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない」ということなので、情報公開だと開示請求の最初に手数料がかかると思うが、特定歴史公文書等の利用については、情報公開でいう最初の手数料に当たるようなものはない。ですので、他自治体でもなさっていて、葛飾区でも行こうとする方向性と国においても同じということになる。

**委員長**：わかりました。ということで、葛飾区のこの方向性はよろしいか。

(異議なし)

**委員長**：ありがとうございました。次に利用促進の規定。これもどうでしょう。公文書管理法にもあるし、同様の規定を公文書管理条例に規定するというところでよろしいか。

**B委員**：特に問題ない。さらに言えば、初回にも申したように、既に非公開情報が含まれない歴史的公文書を指定され、閲覧に供されている、それからインターネット上で自由にご覧いただけるようにしているという取り組みを条例上に位置付けていくということがとても大事なことだと思う。

**委員長**：ありがとうございます。ほかによろしいか。

(異議なし)

**委員長**：前に戻るが、利用請求に係る条項を公文書管理条例に入れるのか、情報公開条例が既にあるので利用請求についてはここに譲るのかという議論になってくると思う。そんな中でお調べいただいた著作権法との関係。あまり現実的には事例を想定していないようだが、あり得ないことはないのかなというふうには思う。確かに著作権法のことを考えると、葛飾区としては公文書館の設置をしないという前提だから、この「長」という概念もできないということなので、著作権法の特に著作者人格権の公表権、氏名表示権、同一性保持権というものがあるが、この問題をクリアする場合には、著作権法の規定をみると、情報公開条例に基づいてする場合は、問題はクリアできると書いてある。一方で公文書管理条例については、公文書館を設置しない場合はどういった手当をしたらよいかというところが私には浮かばない。そういったことを考えながら、利用請求の規定を公文書管理条例に入れるのか、あるいは情報公開条例に委ねるのか。準用する形になるか。そのことを公文書管理条例の中に一文入れるのかも含めて、どちらの条例に規定するかが大きな問題になってくると思う。これは冒頭で申し上げたが、公文書管理条例の目的規定の表現ぶりに影響してくるかもしれない。この点についてご意見いかがか。

**B委員**：著作権法と公文書管理法との調整規定がいくつか設けられていて、今回著作権法 18 条 3 項 3 号の公表権の話が出ている。まず公表権が著作者人格権なので、財産権的ものではない。財産権的なものと異なって、他人に譲渡したりできるものではないのだろう。条文に返ればいいのかと思う。まず、著作権法 18 条がもともと公表されていないものは著作者の許諾を得るのが基本と言った上で、3 項が「著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす」というみなし規定がある。その 3 号を見たときに、どこがポイントになるかというときに、私は事務局とは別のところをポイントに置いた。「地方公文書館の長」というところと、地方公文書館等に移管をするという。いくつかの場合があるところにおいて、「移管をするという場合において〇〇だよ」、と規定



している。もう一つは地方公文書館等の長が提供する場合といている。「地方公文書館等の長」は誰なのか。著作権法 18 条 3 項 3 号の規定をみると、地方公文書館等の長は地方公共団体の長であると明確に書かれているのではないかと思う。とすると、地方公共団体の長はつまり葛飾区で言えば区長。ということは、それぞれの実施機関が区長に保存期間が満了したものを移管し、区長が利用請求に基づいて未公表著作物を提示する場合には、みなし同意の要件を満たすのではないか。かなりそちら側に寄った解釈をしているが。文化庁がホームページに出している著作権法のテキストには、情報公開法と公文書管理法、国の法律の場合にしているが、並べてみると情報公開の開示請求に対する開示する行為と公文書管理法に基づいて利用請求をされたことに対する利用に供するというを、法的に同等の行為であるというふうに措定した上で、著作権との調整をしているということになるのだろう。そうするとやはりここでも、テキストの 42 条の 3 のところに載っているが、地方についていうと、「地方公文書館等の長が行う利用であること」という記載がある。もちろん「施設」という要件も含まれているのでそれはどこまで満たせばその施設になるのかということとは考えなければならないが、まさに実施主体としては地方公共団体の長である。もともとみなし同意なので、法的には解決がついているということであるが。仮に法的な紛争があったとしても地方公共団体の長が利用に供するということの責任主体が明確であれば、基本的な「地方公文書館等の長」の条件は満たされているのではないか。ただそこで、「施設」と言っているから、それはどういう施設なのか。ただこれも、それがどういうものなのかは明確には書いていない。「歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設」となっている。「図る施設」というのはあまりない。「e-Gov 法令検索」（法令検索サイト）で調べたが、この著作権法の条文しか当たらなかった。かなり緩やかな文言の使い方だと思う。つまりそれは、公文書管理法にいう「国立公文書館等」とか、公文書館法にいう「公文書館」というところには踏み込まずに規定されているので、そうすると「図る施設」が何をすれば満たされるのか。ただその場面において、地方公共団体の長に各実施機関が移管をし、それで地方公共団体の長が利用に供するというふうになれば、かなりの部分クリアされるのではないか。情報公開と若干仕組が異なっているというのは、著作権法においても情報公開の方は「地方公共団体の機関」と言っている。なので、それぞれの実施機関が主体になることを、立法例がいくらでもあるからだと思うが、認めている。一方で公文書管理法の特定歴史公文書等の利用については、何らかの形で国立公文書館等という専門の施設に移管をする。国立公文書館は独立行政法人だから、別の法人格を持った行政機関とか独立行政法人から移管されてくることになるが、「国立公文書館等」として指定されているところには、例えば外務省は独自の外務省外交史料館をお持ちで、それであっても行政機関としての外務省から国立公文書館等としての外交史料館に移管するということになっている。ただ、そういう仕組みを執る制度を前提に、著作権法の調整規定が設けられているのだと思う。だから移管するということと、地方公共団体の長に移管をして地方公共団体の長が利用に供するのであれば、繰り返しになるが、かなりの部分がクリアされるのではないかと思う。あくまで一解釈です。

**委員長：**ありがとうございます。そのように考えられるとありがたいと思う。条文を見て、また前提として「地方公文書館等」の定義が書いてあるのを見ると「施設」。その施設を区役所で作るつもりはないということと、先ほど「施設」が無い前提で「長」というのが、つまり「地方公文書館の長」というのは「地方公文書館」があつての「長」であるので、文言解釈からすると、それが無い前提での「長」あれば、「地方公共団体の長」になってしかるべきだと私は考えるので、ちょっと今のような解釈には正直違和感はある。そうできればいいが、今の私の意見はそういうふう思う。「地方公文書館」と書いてある以上その存在が前提となっているという意識が拭えない。文言解釈と言われるので。その上で、利用請求の規定を公文書管理条例の中に入れるか、情報公開条例に委ねるかについてご意見いかがか。今の解釈にも影響するが。

**B委員：**むしろ著作権法の話とは別に、そもそも保存期間が満了した歴史的公文書の利用について、どういう規定ぶりをしていくのか。既に検討の中で、非開示情報が現用文書と非現用の歴史的公文書で異なるかということと異なると言っている。そこには時の経過の考慮が必要であろう。と言ったときに、それを情報公開条例の一つの枠組みの中で、わかりやすく規定できるのかどうかということではないか。というのは資料4の1(2)で他自治体における取扱いと書かれていて、2段落目3行目あたりから、歴史的公文書の利用請求等に関する規定を、公文書管理条例ではなく、情報公開条例に規定している自治体もあるということで例を挙げているが、これは「情報公開条例に規定している」というよりは、「公文書管理条例に利用請求に係る規定を設けていない自治体」なのではないか。例に挙げられている自治体の関係条例を見たが、鹿児島市は情報公開条例で「公文書」という概念・用語が使われていて、そこで公文書管理条例とリンクしている。ほかの自治体の情報公開条例はそこまでのリンクは、私が見た限り、見受けられなかった。つまり情報公開条例の解釈とか運用において非現用の歴史的公文書を情報公開条例で扱っているということなのかと思う。もう一つは、「時の経過」の考慮とか、情報公開の非開示事由と特定歴史公文書等の利用制限事由の違いが、特に規定に盛り込まれていないのではないか。そうすると、少なくとも例に挙がっている他自治体の例は、仮に葛飾区が情報公開条例において非現用の歴史的公文書の規定を設けるとしてもそのままではあまり参考にならないので、立法技術上いろいろあるのかなと思う。

**委員長：**ありがとうございます。私がそれを拝見していないので、例えば公文書管理条例の中に規定している自治体どこでもいいが、そこと、我々が参考にしようとしている豊島区でもいいと思うが情報公開条例でどういう規定ぶりをしているのか。豊島の資料はあるか。

**事務局：**豊島区行政情報公開条例は机上の資料のとおり。特に重要公文書に限った規定などはない。豊島区は個人情報に対する「時の経過」を考慮しないという考え方のようだ。なので、亡くなった方の情報に関しても区民の個人情報であるということで重要公文書であっても公開はしないと判断しているようだ。

**委員長：**公文書管理条例で利用請求を規定している自治体は、利用請求の規定はどのように表現しているのかの例を、次回以降挙げてほしい。どちらで規定したほうが明確になるのかということと、情報公開条例の改正ということで対応するのがいいのかという議論になっていくと思うから、追加資料をいただいた上でまた検討しましょうか。

(異議なし)

#### 【公文書管理委員会（区長の附属機関）について】

**委員長：**次に公文書管理委員会（区長の附属機関）について。先ほども説明あったが、葛飾区としてはこれを設けるという方向で考えている。資料5について説明してください。

(区政情報係が資料5について説明)

**委員長：**私から質問ですが、(4)本区の方向性(案)アのところについて、保存期間を満了した公文書の廃棄については専門職員を選任して行うということだが、区はもうその方向で進んでいるということでしょうか。

**事務局：**そのとおり。先日予算で査定され、現在募集中である。

**委員長：**ということは、この委員会でこの点について議論の対象にしなくてもよいか。

**事務局：**はい。

**委員長：**それから、審査請求の諮問先を情報公開請求と同じように行政不服審査会するというので、新たに設ける公文書管理委員会を諮問先にしないという理由は何か。

**事務局：**情報公開請求と同じところという趣旨である。

**委員長：**利用請求の規定をどうするのかということとの関係もある。あと、我々にとって利害関係があるところは、公文書管理委員会の方に引き続き我々が横滑りの委員になるという話が出てきているが、その辺はいかがか。

**事務局**：ぜひお願いしたいと考えている。

**C委員**：質問よろしいか。（3）本区の現状（文書を廃棄する際）のところ。文書を廃棄する際の現状は維持したままで専門職員が携わるということか。

**事務局**：保存年限が30年未満の文書をどうするか検討しなければならないと思っている。現状は各課で保存年限が経過したものは各課が判断してすぐ廃棄という形になっているので、どの段階で専門職員に入ってもらうかはこれから検討する。

**委員長**：廃棄の判断で迷ったときにその専門職員に相談するということができる。

**事務局**：すぐできるのはそういったことかと思うが、迷わずに所管課で判断してしまうこともあるのではないかと考えている。

**委員長**：迷いが生じたときですかね。全ての文書について聞いていたら、専門員の負担が大変。そのほか質問いかがか。

**B委員**：質問ではなく、事実関係。資料の最初の国における取扱いだが、専ら文書の移管か廃棄の話になっているが、国の公文書管理委員会の所掌事項はこれに限らない。例えば、審査請求のこと、政令の制定・改廃、各行政機関が定める行政文書管理規則、特定歴史公文書等の廃棄、国立公文書館等が定める利用等規則、公文書等の管理について改善する旨の勧告などが所掌となっている。むしろ資料の最後の本区の方向性との関係でいうと、その辺を網羅的に書いた方がよかったのではないか。あとは誤字。3行目の「統括文書管理官」とあるが、「総括文書管理者」ではないかと思う。

**事務局**：申し訳ない。訂正する。

**B委員**：府省でいえば官房長などが指定されている場合が多い。

**委員長**：（4）の所掌事項について、今の話を踏まえて資料を改訂するというのでよいか。

**事務局**：承知した。国の公文書管理委員会の所掌事項を全部列挙して資料とする。

**委員長**：所掌事項を明確にするということかというと大事なこともかもしれない。公文書管理委員会を設置する。そしてその所掌事項を改訂した内容の資料を出す、という方向でよろしいか。

**B委員**：質問に近いかもしれないが、（4）ア（ア）公文書管理条例の改廃に関する事項というのはどういうことか。

**事務局**：条例の規定を改正するときに事前にお諮りをして意見を伺い、答申をいただいてから条例改正するという流れになる。

**B委員**：そうすると条例の改廃に関わるのであれば、条例で、場合によっては規則に委任される事項もあると思われ、そうしたときに条例施行規則の制定・改廃に関する事項も加わると思う。そうすると同様に（イ）の分類とか保存期間に関する基準であるとか、選別するための基準の改廃と書かれているが、条例の施行時期とか公文書管理委員会が立ち上がる時期との関係にもよるが、改廃だけでなく、制定・改廃になるのではないか。

**事務局**：そのとおり。

**委員長**：ほかにご意見あるか。次に審査請求の諮問先は行政不服審査会へということだがこれについてはいかがか。私は行政不服審査会で構わないと思う。審査請求の件数もあまりなさそう。

（異議なし）

**委員長**：最後の委員構成のところはいかがか。

**B委員**：事務局側で資料を作るときにどうするかな、と思ったとき、制度設計の話をしているときに、委員構成等で準備委員会の委員というふうに指定してしまうことがいかかかと思う。あくまで第三者委員会というのは学識・専門的知見を有する者ということだと思う。実態上として準備委員会の委員であったり、行政書士や区民代表の方が入れられるのはよくあるので、それはそうなのだろうが、資料のつくりとして、情報の性質がここだけ異なっていると思う。

**事務局**：ここでは「学識経験者」と修正する。条例制定をよくご存知の委員の方にそのまま入っていただければありがたいと気持ちが出てしまった。

**B委員**：一般的な第三者委員会を設けるときの表現がありますよね。

**委員長**：ではその表現に直しましょう。ということで、公文書管理委員会議題はよろしいか。  
(異議なし)

【職員の研修について】

**委員長**：引き続きまして、資料6の職員の研修についてご説明ください。  
(事務局が資料6について説明)

**委員長**：いかがか。職員の研修は必要だと思うので、入れるということで。

**B委員**：ぜひ。まさに必須なことだと思う。こういう規定を設けるのは大事なこと。  
(異議なし)

【条例の施行日（公布から施行までの期間）について】

**委員長**：続いて、条例の施行日（公布から施行までの期間）について、資料7の説明をお願いします。

(事務局が資料7について説明)

**委員長**：資料について、前回の他自治体の取扱いを見たら、最短0日のところがあった。北海道ニセコ町が公布日イコール施行日だったので、ご確認ください。

**事務局**：申し訳ない。訂正する。

**委員長**：これは条例の中身が固まらなると当然施行日が決まらなと思うので、現時点で結論がでないという理解でよいか。

(異議なし)

**委員長**：今後内容を詰めていった段階で、改めて施行日について協議をするということにさせていただきます。

【その他】

**委員長**：本日予定された議題は以上となる。資料の検討・収集ありがとうございました。皆さんの方で最後何かあるか。

**C委員**：今日でいろいろ決まるかと思っていたので黙っていたが、最初の目的規定案のところ「住民自治の担い手である区民」という文言があって、「住民自治」はここに使っているのかなというのが少しあって。皆さんがいいのであればいいが、例えば憲法とか行政法の考え方だと、「住民自治」は住民が身近な事務を自らやるということの意味するので、それを区民が担うというのは、同じことを言っているような気がする。そんなこと関係ないというならばいいが、ちょっと違う言い回しがあるといいかなと思った。あまりこだわらない。

**事務局**：他自治体の例なども見直してみる。二重に同じ意味合いを言っているのではないかということをおっしゃっているものと理解した。

**委員長**：では引き続き、それは検討させていただきたいと思う。ほかにどうか。事務局いかがか。

【次回期日】

**事務局**：では次回の日程について確認させていただきたい。次回日程について事前調整させていただいたとおりとしたい。

(第3回葛飾区公文書管理条例準備委員会は、令和6年3月29日(金)午後2時から開催)

【閉会】

	<p><b>委員長：</b>継続して議論することがあるので、調査検討の上、次回の議題にしていただく。では、本日はありがとうございました。</p>
--	--